

10 福祉・保育等関係

ア 介護

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
認知症高齢者に対する介護 （厚生労働省）	「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護の研究を強化、促進し、望ましい認知症ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	逐次実施			（厚生労働省） 認知症介護研究・研修センターにおいては、介護サービスの提供現場で認知症介護に関する実践的な研修等を行うための研究を実施中。具体的には、認知症高齢者のアセスメントとケアプランの在り方に関する研究など、認知症高齢者へのケアの質の向上に関する研究を行っている。 また、研究成果の普及に努めるとともに平成18年度からは、認知症が対象となりやすい高齢者虐待の防止に係る研究等に取り組んでいる。	
介護職の業務範囲等 （厚生労働省）	a 爪切り等、医行為に当たるか否かが明確に示されていない行為について、医行為に当たらない行為を明確化し、周知徹底する。【平成17年厚生労働省医政局長通知】	結論	措置済（7月通知）			
	b ALS以外の在宅患者に対するたんの吸引についての法的整理の結論を早急に得るとともに、今後、必要に応じてその他の医行為についても検討し、結論を得る。	一部措置済（たんの吸引について3月通知）	逐次検討・結論（その他の医行為）	-		
	c 在宅介護をめぐる課題の一つとして、医療ニーズの高い難病を患っている要介護者の在宅療養の支援があげられていることを踏まえ、例えば、短時間の訪問看護体制の構築や、主治医との連携方策の強化などにより、訪問看護が要介護者のニーズに応じて適切に利用されるための方策を検討し、措置する。【平成18年厚生労働省告示】		措置済（平成18年4月施行）			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
介護保険3施設の ホテルコスト等 の利用者による 負担等 (厚生労働省)	措置制度時代の残滓とも言える「施設と在宅」という二元的なサービス体系を改め、介護保険3施設のホテルコスト等は基本的に利用者負担とすることで、これらの施設をいわば「介護ケア付き賃貸住宅」とみなし、介護保険の対象をケアサービスに限定する。 【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】		措置済(10月施行)			
社会福祉法人と民間企業等との間の競争条件の同一化 (厚生労働省)	ホテルコスト等を利用者負担とすることを前提に、それを減価償却費に充当することで、現行の施設整備費補助についても見直しを行い、NPOや株式会社等の民間事業者によるものを含む多様な介護施設間の対等な競争を通じた選択肢の拡大とサービスの充実を図る。施設整備費補助は、地域再生要望を踏まえ、平成17年度から「地域介護・福祉空間整備等交付金」に移行予定であるが、その交付を受ける地方公共団体が、競争条件の同一化という観点に立って活用できるようにする。その際、老人保健施設及び療養病床の施設建設費用償還分(減価償却費相当分)の介護保険給付についても、同様の観点から見直す。		措置済(4月10月施行)			
利用者保護のための監視体制の構築 (厚生労働省)	都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。		措置済			
サービスの質の向上のための取組 (厚生労働省)	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行う。 【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)	(17年度措置済)	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	また、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。	逐次実施（介護相談員派遣事業）				（厚生労働省） これまで国庫補助事業として「介護相談員派遣事業」を実施してきたところであるが、平成18年度から補助事業を見直しして交付金化し、地域支援事業として実施することにより、地域の実情にあわせた事業の実施を可能とした。 また、新たに、事業の定着が進まない市町村を都道府県が支援する「介護相談員養成研修等事業」を創設した。
介護支援専門員の在り方 （厚生労働省）	a 例えば、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に関する専門性を高めるための実務経験や現任研修等を織り込んだキャリアパスの導入等により、介護支援専門員の能力向上を図るとともに、業務の質を確保するための更新制の導入や公正中立な活動を確保するための支援策について検討し、所要の措置を講じる。 【介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）】 【平成18年厚生労働省令第33号】【平成18年厚生労働省告示】	法案提出 （更新制の導入）	一部措置済（更新制の導入については法案成立、公布）	措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	
	b 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	措置済（3月通知）				
介護保険における認定調査のケアマネジャー資格者個人に対する委託 （厚生労働省）	個人のケアマネジャーに対して、介護保険における認定調査を委託可能にする。 【介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）】	法案提出	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
介護支援専門員の受験資格の実務経験の追加 (厚生労働省)	急性期病院の看護助手について、当該病院が主に介護に従事しているものと認める者については、介護支援専門員の受験資格である実務経験に含める。			措置	(厚生労働省) 医療法に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であると当該病院等が認めるものについても、介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の認定に必要な実務経験として認めることとした(「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日付け厚生労働省老健局長通知))	
PFI法を活用した公設民営方式の推進 (厚生労働省、内閣府)	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買収した上で、これを当該PFI事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買収する費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者に使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。 これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。	逐次実施			(厚生労働省) PFI方式によるケアハウス事業については、具体的なプロジェクトが進行中であった8件のうち7件は施設運営開始に至っており、1件は平成19年4月に施設運営を開始する予定となっている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁 （厚生労働省） （内閣官房、厚生労働省）	a 構造改革特区における公設民営方式又はPFI（民間資金等活用事業）方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営の状況や、施設体系の在り方の見直しの状況を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。 【平成18年構造改革特別区域推進本部決定】		措置済			
	b 構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を平成15年7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。		措置済			
サービス内容等に係る情報の開示 （厚生労働省）	介護サービスの利用者による適正な選択に資するため、保険給付の対象となるケアサービス、保険給付の対象とならないケアサービスならびに居住サービスの内容、料金等について、サービス提供主体による情報開示を徹底する。その際、公正中立的な第三者がサービス提供主体の開示する情報の内容の確認等を行う。なお、当該第三者が行う「確認」は、「評価」ではなく、利用者等が行う評価に資するための事実関係の確認に留める。また、民間有料老人ホーム等の特定施設についても、以下の措置を講ずる。 居室の利用、保険給付対象のケアサービス、食事の提供その他日常生活に必要なサービス等の費用を明確に区分する。 中途解約で利用者が著しく不利となることがないように、利用者に対する契約内容の明示（例えば要介護状態となった場合の個室での利用条件、入居一時金の返還金に関する規定等）を徹底する。 【介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）】	法案提出	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
介護療養型医療施設（療養病床）等の整備のコントロール（厚生労働省）	保険財政を安定的に運用していく観点から、介護保険制度の見直しの中で、市町村が、介護保険事業計画との調整を図るため、介護療養型医療施設や老人保健施設の利用定員の総数を適切にコントロールできる仕組みを構築する。 【介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）】	法案提出	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	
認知症高齢者グループホームと有料老人ホーム等への住所地特例制度の適用（厚生労働省）	介護専用型特定施設に分類される有料老人ホーム等のうち入居定員が一定以上であるものについては、広域的に利用されるサービスとして、住所地特例の対象とする。 なお、認知症高齢者グループホーム等についても、市町村が中心となって整備をコントロールできるようにする。 【介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）】	法案提出	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	
地域密着型サービス事業者の指定権限の市町村長への移譲（厚生労働省）	介護保険制度の見直しの中で、平成18年度から、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当な地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等）を創設することとし、市町村長が当該サービス事業者の指定権限を有する仕組みとする。 【介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）】	法案提出	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	
有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組み（厚生労働省）	有料老人ホームが、契約の当事者が高齢者であり、多額の一時的金を必要とし、住み替えが困難であること、提供されるサービスが介護を含めた入居者の生活全般に及ぶことにかんがみ、銀行保証の内容等一時金の保全措置について、より確実に入居希望者に情報提供させるようにするなど、有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組の充実を図る。 【介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）】	法案提出	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
高齢者介護の新しい仕組みの在り方（厚生労働省）	介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容（評価）を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。	一部措置済（科学的・実証的研究の開始）	逐次実施		（厚生労働省） 訪問介護サービスにおいて実施されているサービスの内容とそれに要する標準的時間を、利用者の状態ごとに明らかにするため、「訪問介護における介護内容調査事業」を行った。 現在、介護報酬体系の機能別再編に向けて訪問介護の報酬体系のあり方について調査研究を行い検討しているところであり、次期介護報酬改定までに結論を得る予定である。	
介護保険の給付対象となる福祉用具等の給付の適正化（厚生労働省）	福祉用具については、給付の適正化について検討し所要の措置を講じる。 【平成16年厚生労働省老健局振興課長通知老審発第0617001号】 【介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）】	法案提出、一部措置済（6月通知）	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	
養護老人ホームの最低定員の緩和（厚生労働省）	平成16年10月28日の「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会報告書」において、入所者の介護ニーズについては、介護保険制度により対応することが適当であるなどの提言がなされたところであり、こうした見直し後の養護老人ホームの在り方に反しない範囲において、最低定員の引下げを含めた規制緩和を行う。		措置			
介護保険第1号保険料第2段階の細分化（厚生労働省）	保険料の設定方法については、現行の第2段階の中でより負担能力の低い層の保険料負担をさらに軽減するとともに、被保険者の所得状況に応じ、よりきめ細かい保険料段階設定が可能な弾力的な仕組みとしていく方向で、介護保険制度全般の見直しの中で検討し、結論を得る。 【介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）】	法案提出	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	

イ 保育

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
公立保育所の民間への運営委託等の促進 (厚生労働省、内閣府)	a 都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者へ委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。	逐次実施			(厚生労働省) 本年度も公立保育所の運営等を民間事業者へ委託することが可能であることを周知徹底を行った。(全国保育関係事務担当者会議(平成19年3月20日))	
	b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。	逐次実施			(厚生労働省) 本年度も公的施設・土地などの積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進することについて、周知徹底を行った。(全国保育関係事務担当者会議(平成19年3月20日))	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
認可保育所への直接契約及び利用者に対する直接補助方式の導入 (厚生労働省)	<p>ア 保育所利用者の利便性を向上させるとともに、認可保育所が市町村から割当を受けるのではなく、利用者に選択されるべく自らサービスの向上に努めるインセンティブが働くようにする。但し、利用者が保育を希望する認可保育所に直接申込み、当該保育所が審査・決定を行う直接契約方式を導入することについては、低所得者層や母子世帯等の保育の確保など一定のルールが必要であることから、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所にも導入することを検討する。</p> <p>イ 利用者の負担を公平化するため、公的補助を現行の機関補助方式から就学前の児童を育てる全ての家庭への直接補助方式に転換することが考えられる。これによって、「認可」「認可外」といった保育所の区分、「公立」「社会福祉法人」「株式会社」といった経営主体の差に関係なく多様な事業者の参入が促進されるとともに、対等な競争を通じて保育サービスの質の向上が期待される。他方で、保育の利用者が増えることから、必要な財源が確保されなければ、保育の質が低下しかねないという懸念がある。このため、そもそも福祉としての保育の性格を変えることにより、財源の在り方を見直す必要があることから、子育てを家族の責任にのみ委ねるのではなく、高齢者介護のように、広く社会全体で支援する仕組みとするような、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする「育児保険（仮称）」を創設することについて検討する。</p>	～	～	～	<p>(厚生労働省)</p> <p>- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法第77号）が平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
認可保育所の保育料の設定方式の適正化 （厚生労働省）	現在、認可保育所を利用する場合に利用者が負担する保育料の仕組みを、低所得者層等を除き、原則としてサービス内容に見合った対価を支払う負担方式とするともに、いわゆる「上乘せ・横出し」サービスについても、事業者が利用者との契約に基づいて自由に料金を設定できる方式として保育料の設定方式の適正化を図るべきである。この点については、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設において、低所得者層等に配慮した上で、事業者が利用者との契約に基づいて自由に料金を設定できる方式を導入することを検討していることから、こうした利用料設定の実施状況等を踏まえ、それが適切に実施されているならば、保育所にも導入することを検討する。				（厚生労働省） - 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法第77号）が平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。	
要保育認定制度の導入 （厚生労働省）	直接補助方式の導入に際しては、就学前児童を育てる全ての家庭を公的補助の対象とし、児童の年齢や両親の就業状況等を勘案した各家庭の保育ニーズに基づき、保育が必要な程度、すなわち「要保育度」を決定し、個々の「要保育度」ごとに公的補助の対象となる1か月間の保育サービス利用量の上限を設定することを検討する。 また、この第一歩として、市町村の条例等により定められている保育所入所選考基準を公開し、当該基準に基づく自己の情報を申込者に開示するなど、各自治体における「保育に欠ける子」の認定プロセスの透明化を促す。				（厚生労働省） - 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法第77号）が平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。	
保育サービスの情報公開の促進等 （厚生労働省）	直接契約方式の導入に当たっては、各認可保育所が契約当事者になることから、少なくとも現在市町村に義務付けられている、施設及び設備の状況、入所定員、職員の状況、開所時間、保育の方針等運営の状況、保育料に関する事項については、各認可保育所に公開を義務付けることを検討する。 併せて、在宅サービスについても、必要な情報提供の在り方について検討する。				（厚生労働省） - 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法第77号）が平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
保育サービスに関する情報の一体的提供の推進 （厚生労働省、文部科学省）	利用者による選択の利便性向上と、サービス内容の情報提供の促進を図る観点から、保育所、認可外保育施設及び幼稚園についての情報を各地方公共団体がインターネット等により提供する場合には、施設の位置づけを明確にした上で、一覧性等を持たせた形で行われるよう、地方公共団体に対し、積極的に働きかける。	逐次実施			<p>（厚生労働省） 全国における保育所情報等の更新については、i - 子育てネットを通じて一覧性等を持たせた形で検索ができるよう、各地方公共団体等において逐次最新情報への更新等について周知徹底を行ったところ。（全国保育関係事務担当者会議（平成19年3月20日））</p> <p>（文部科学省） 幼稚園担当指導主事・担当者会議において周知（平成18年5月30日）。</p>	
保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 （厚生労働省、文部科学省）	<p>a 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人子ども未来財団が運営する「i - 子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。</p> <p>b 地方公共団体や関係団体のホームページ上などで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。</p>	逐次実施	<p>（厚生労働省） 福祉サービス共通の評価基準を策定し、第三者評価基準の考え方、着眼点をまとめ、都道府県知事に通知。（「福祉サービスの第三者評価基準に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号社援発第0507001号老発第0507001号））</p> <p>さらに、福祉サービスのうち、保育所に係る第三者評価については、保育所版の第三者評価基準ガイドラインを策定し、都道府県知事に通知。（「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成17年5月26日雇児保発第0526001号社援基発第0526001号））</p>			
		逐次実施	<p>（文部科学省） 幼稚園担当指導主事・担当者会議において周知（平成18年5月30日）。</p>			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
夜間保育、休日保育の推進 （厚生労働省）	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	新エンゼルプラン （11年12月19日策定）に基づき、計画的に推進	子ども・子育て応援プラン（平成16年12月24日策定）に基づき計画的に推進		（厚生労働省） 夜間保育、休日保育については、「子ども・子育て応援プラン」に基づき計画的に推進しているところ。 ・休日保育実施保育所 平成17年度 706箇所 （「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標：2200箇所） ・夜間保育実施保育所数 平成17年度 66箇所 （「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標：140箇所）	
認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底 （厚生労働省）	a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。	逐次実施			（厚生労働省） 本年度も既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を行った。（全国保育関係事務担当者会議（平成19年3月20日））	
	b 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。	逐次実施			（厚生労働省） 本年度も既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を行った。（全国保育関係事務担当者会議（平成19年3月20日））	
認可保育所の経営主体や施設基準についての地方公共団体への周知徹底 （厚生労働省）	民間企業による設置経営の容認や、近所の公園を園庭の代替とすることの容認といった施設基準の緩和など既に実施された規制緩和措置について、より一層の周知徹底を図る。	逐次実施			（厚生労働省） 本年度も既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を行った。（全国保育関係事務担当者会議（平成19年3月20日））	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
認可外保育施設に対する指導監督の徹底 （厚生労働省）	第153回国会において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。	逐次実施			（厚生労働省） 認可外保育施設に対しては、毎年度各自治体から運営状況や立入調査結果について報告を受けているところ。また、平成17年度からは、定期の立入調査の結果、指導監督基準を満たしていることが確認された認可外保育施設については、利用料に係る消費税を非課税とし、こうした措置により指導監督の一層の徹底を図ったところ。（消費税法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第102号）及び消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号））	
保育所等の受入児童数の拡大 （厚生労働省）	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	逐次実施			（厚生労働省） 平成13年7月に閣議決定された待機児童ゼロ作戦に基づき平成14年度から平成16年度において、保育所等を活用し、約15.6万人の受入児童数の増大を行った。また、平成16年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、待機児童ゼロ作戦のさらなる展開を図っており、平成18年4月の待機児童数は3年連続で減少し、約1万9千800人となり、初めて2万人を下回った。 引き続き、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、待機児童50人以上の市町村を中心に、受入児童数の増大を図っていくこととしている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
幼稚園・保育所の一元化（総合施設の設置） （文部科学省、厚生労働省）	地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。（第164回国会に係る法案提出）	一部措置 済（取りまとめ）	法案提出	法案成立 後公布、施行	<p>（文部科学省、厚生労働省）</p> <p>認定こども園（就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設）の実施に向けては、文部科学省・厚生労働省において、平成16年5月から中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議を設置して検討を進め、平成16年12月にその基本的な在り方について「審議のまとめ」を取りまとめた。</p> <p>平成17年度には、総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設設備の在り方等について検討するため、総合施設モデル事業を全国35箇所で行った。</p> <p>この実施状況も踏まえた上で具体的な制度設計を行い、第164回通常国会において「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が成立し、平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
幼稚園・保育所の一元化（総合施設の施設設備等） （文部科学省、厚生労働省）	平成18年度から本格実施される「総合施設」の施設設備等については、以下のaからhのとおりとする。また、構造改革特区において実施されている幼保連携・一体化分野の施設はもちろん、既存の幼稚園・保育所や新設される幼稚園・保育所についても、当該地域のニーズに応じ、スムーズに「総合施設」となるような仕組みを構築する。		「総合施設」の本格実施までに措置		<p>（文部科学省、厚生労働省）</p> <p>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法第77号）が平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。</p> <p>都道府県が認定基準を制定する際に参酌すべき国の指針（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号）（以下、a～hにおいて「国の指針」という。）において職員資格等の基準を定めた。</p> <p>また、幼稚園・保育所が円滑に認定こども園に移行できるよう、一定の財政上の特例措置を講じている。</p>	
	a 「総合施設」については、0歳～就学前の全ての子供とその保護者を対象とすることを基本に、地域の実情やニーズに柔軟に対応できるようにする。また、利用者が直接希望する施設に申し込み、当該施設が審査・決定する「直接契約」を導入するとともに、一定の所得水準の者に対して配慮を行った上で、利用料は応益負担を基本とする。なお、利用者が施設を選択するために必要な第三者評価や情報公開等の仕組みとともに、特に必要とされる場合には、保育ニーズの高い利用者を優先的に入所させる仕組みを検討する。		「総合施設」の本格実施までに措置			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	b 現行の保育所程度の開所時間を目安とする。ただし地域の実情に合わせて開所時間を柔軟に設定することも可能とする。			「総合施設」の本格実施までに措置	（文部科学省、厚生労働省） 国の指針において、認定こども園の開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならないこととした。	
	c 例えば、最もきめ細やかな対応が必要な0歳～2歳までの乳幼児の離乳食等を加工するための、家庭用台所程度の設備があり、滅菌等の衛生対応が可能であれば、外部の配食サービスを活用できることとする等、施設において食事を提供する場合について、各施設が受け入れている子供の年齢構成や地域の実情に応じた適切な対応が可能となるような弾力的な仕組みを検討する。			「総合施設」の本格実施までに措置	（文部科学省、厚生労働省） 国の指針においては、認定こども園については、一定の条件を満たす場合、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について外部搬入方式により行うことができることとした。	
	d 園庭としての機能を果たす上で支障がない場合には、付近の公園を屋外遊技場として確保すれば足りるとする等、柔軟な対応を可能とする。また、他の用途に利用しているスペースを、職員室としての機能を果たす上で支障がない場合には、職員室として使用することも可能とする。			「総合施設」の本格実施までに措置	（文部科学省、厚生労働省） 国の指針においては、認定こども園については、一定の条件を満たす場合、屋外遊技場について、付近の適当な場所に代えることができることとした。	
	e 0歳～2歳までの乳幼児の保育を長時間行うためには、保育所の基準（1人の子供に対する職員の比率については、0歳は3：1、1歳～2歳は6：1）が基本となるが、保育サービスの質が維持できることを前提に、地域の実情に応じた効率的で柔軟な対応が可能となるよう検討する。			「総合施設」の本格実施までに措置	（文部科学省、厚生労働省） 国の指針において、認定こども園の職員配置については、満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上の保育に従事する者を置かなければならないこととした。 都道府県においては、国の指針を参酌し地域の実情に応じて認定基準を制定することとしている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	f 「総合施設」において提供される教育・保育内容等を踏まえつつ、幼稚園教諭免許、及び保育士資格のいずれか一つの資格のみを有する者が、採用や業務の従事に際し排除されないこととする。			「総合施設」の本格実施までに措置	（文部科学省、厚生労働省） 国の指針において、認定こども園については、幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれか一つの資格のみを有する者が排除されないこととした。	
	g NPOや株式会社等の参入も認める。			「総合施設」の本格実施までに措置	（文部科学省、厚生労働省） 認定こども園については、設置主体の制限は行っておらず、認定基準を満たせば認定を受けることができることとした。	
	h 「総合施設」の推進に際しては、地方公共団体の実情に応じて監督する行政の一元化が可能となり、事務の簡素化・効率化が図られるようにする。			「総合施設」の本格実施までに措置	（文部科学省、厚生労働省） 認定こども園制度の積極的な活用が図られるよう、厚生労働省と文部科学省とで連携して「幼保連携推進室」を設置し、相談などに一元的に対応している。 また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月15日文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）において、関係機関の連携協力の具体的内容について地方自治体に示し、窓口の一元化や必要な連絡調整が図られるようにした。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
<p>幼保「総合施設」の在り方 （文部科学省、厚生労働省）</p>	<p>総合施設は、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から重要なものであり、また、今後の保育所の改革についても大きな意義を持つものと考えられることから、平成18年度からの本格実施に向けて、以下の点について早急に検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>ア 既存の幼稚園、保育所がスムーズに「総合施設」となるための仕組み。特に職員の配置基準や資格、及び施設設備基準等について地域の実情に応じた適切な対応が可能となるようにすること。</p> <p>イ 「総合施設」の公費負担の在り方。特に既存の幼稚園・保育所等からの転換の際にスムーズに「総合施設」となるための仕組み。</p> <p>ウ 総合施設における短時間保育と長時間保育の利用者の間で保育サービスに格差が生じないよう適切な配慮を行うこと。</p>			平成18年度の「総合施設」の本格実施までに措置	<p>（文部科学省、厚生労働省）</p> <p>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法第77号）が施行され、平成18年10月から認定こども園制度が始まった。</p> <p>都道府県が認定基準を制定する際に参酌すべき国の指針（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号）を示し、幼稚園・保育所が円滑に認定こども園に移行できるよう、同指針において職員資格等の基準を定めるとともに、短時間利用児と長時間利用児の双方に配慮した教育及び保育の内容を示した。</p> <p>また、幼稚園、保育所が円滑に認定こども園に移行できるよう、一定の財政上の特例措置を講じている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
放課後児童の受入体制の充実 （厚生労働省）	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ（10人以上20人未満）への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）に基づき計画的に推進	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進		（厚生労働省） 平成19年度より、すべての子どもを対象とした活動場所の提供を行う「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）と、放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区において取組を推進することとしており、文部科学・厚生労働両省が連携し、平成19年度予算に必要な経費を計上した。 また、放課後児童クラブについては、平成19年度予算において、基準開設日数を設定し、土日祝日などの開所により基準開設日数を超えて開所するクラブについては、その日数に応じた加算を行うこととしたところ。 なお、国庫補助の対象については、従来より児童数が10人以上のクラブとしており、また、長時間開所するクラブについては加算を設けるなど、取組の促進を図っているところ。	
地域子育て支援センター事業のNPO法人への委託の容認 （厚生労働省）	現行では、保育所等の児童福祉施設又は医療施設を営業者者に限定されている地域子育て支援センター事業の委託先を、子どもの健全育成を図る活動を主たる活動事業とし、かつ市町村が適当と認めるNPO法人にも認める。 【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0430002号】	措置済（4月通知）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
新設の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置することの容認 (厚生労働省)	待機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であっても、次の要件に該当する場合、新設の社会福祉法人が保育所を設置する際、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを容認する。 (1)保育所を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記すること (2)賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること 【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知雇児発第0524002号、社援発第0524008号】	措置済（5月通知）				
株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営の解禁 (厚生労働省)	株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営主体に係る制限については、大型児童館A型の設置を除き、一定要件の下に撤廃する。 【平成16年厚生労働事務次官通知厚生労働省発雇児第0326006号】	措置済（平成16年3月通知）				
保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認 (厚生労働省)	現行、公金であるため私人が取り扱うことが認められていない保育所の保育料について、収納事務を私人に委託することを可能とする。 【児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）】	措置済（平成17年4月施行）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
21多様な保育サービス制度の拡充（厚生労働省）	パートタイム労働者等が保育所を利用しやすくするため、利用者のニーズに応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充する。 【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0430002号】	措置済（4月通知）				

ウ 障害者施策

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
バリアフリー化等の推進（警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。（第164回国会に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案を提出）	逐次実施			<p>（警察庁） 公共交通機関のバリアフリー化に関する「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」（平成12年法律第68号）及び建築物のバリアフリー化に関する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）を統合し、施策の拡充を図った「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）の成立を踏まえ、歩行者等支援情報通信システム（PICS）等の整備のほか、バリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化、道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。</p> <p>（総務省） 高齢者・障害者を含め誰もが使いやすい情報通信機器、システム、サービスの研究開発等を行う民間企業などへの支援等、情報バリアフリー化を推進している。 交通バリアフリー法に基づき、各種支援措置を通じて、旅客施設、車両等のバリアフリー化を推進するとともに、平成18年12月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を施行した。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<p>（経済産業省）</p> <p>障害者等がITを活用して、経済、社会に積極的かつ円滑に参画できる環境を整備するため、「障害者等ITバリアフリー推進のための研究開発」として、携帯電話への接続アダプタ等を用いた移動支援システムの開発を行った。</p> <p>また、愛・地球博において、その開発したシステムを用いて実証実験を行った。</p> <p>実証実験及び有識者による委員会での検討結果を基に、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等に使いやすい利用者端末を活用した移動支援システムの開発及び、規格化のための提言を行った。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>公共交通機関のバリアフリー化に関する「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）（交通バリアフリー法）及び建築物のバリアフリー化に関する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）（ハートビル法）を統合し、施策の拡充を図った「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）（バリアフリー新法）の成立により、公共交通機関、住宅、建築物及び歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進している。（平成18年6月21日公布、平成18年12月20日施行）</p> <p>また、各種支援措置を通じて旅客施設、車両、建築物及び歩行空間等のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリーに対する国民の意識を高め、「心のバリアフリー」社会の実現を目指すため、高齢者、障害者等に対する介助体験・疑似体験を行う「バリアフリー教室」等を開催している。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
障害者福祉制度の改革 （厚生労働省）	支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。	一部措置済	逐次検討		（厚生労働省） 障害者施策と介護保険制度との関係については、先の第162回通常国会で成立した「介護保険法等の一部を改正する法律案」の附則において、「被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする」と規定されたことを受け、平成18年3月から「介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」を開催し、現在も、附則検討規定に基づき検討しているところである。	
障害者に係る小規模通所授産施設を営営することを目的として設立された社会福祉法人による短期入所事業の実施 （厚生労働省）	障害者に係る小規模通所授産施設を営営する社会福祉法人が、当該事業と併せて行うことができる事業について、現行では限定されているところ、単独型短期入所事業を実施することを可能とする。	措置済（平成17年4月施行）				
特定知的障害者授産施設の指定要件の拡大 （厚生労働省）	現行制度においては、授産に対し法に基づく支給を行う指定知的障害者授産施設の対象は、地方公共団体又は社会福祉法人が設置主体である特定知的障害者授産施設となっており、障害保健福祉制度改革により、社会福祉法人以外の法人であっても、授産活動に係る指定事業者となることを可能とする。 【障害者自立支援法（平成17年法律第123号）】	法案提出	法案成立、公布	措置（10月施行予定）	（17年度措置済）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
複数の障害者が一人の居宅介護従業者による移動介護を共同利用することについては、障害保健福祉制度改革により創設する新しい事業において、可能とする。 【障害者自立支援法（平成17年法律第123号）】 (厚生労働省)	複数の障害者が一人の居宅介護従業者による移動介護を共同利用することについては、障害保健福祉制度改革により創設する新しい事業において、可能とする。 【障害者自立支援法（平成17年法律第123号）】	法案提出	法案成立、公布	措置（10月施行予定）	(17年度措置済)	
精神障害者地域生活援助事業及び精神障害者福祉ホーム（A型）における精神障害者短期入所事業 (厚生労働省)	障害者自立支援法に基づく新たな障害福祉サービス体系において、障害種別ごとに分かれている現行の障害福祉サービス体系を一元化するとともに、現行の施設・事業体系を機能ごとに再編し、その中で、一つの施設で複数のサービスを提供することを含め、柔軟な運営が可能となるよう事業運営基準等を定める。			早期に措置	(厚生労働省) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の平成18年4月1日施行により、障害者は障害の種別にかかわらず障害福祉サービスを受けることができるとし、同年10月1日には、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）を施行し、その運営について基準を定めたところである。	

工 社会福祉法人

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し (厚生労働省)	社会福祉法人のより効率的な運営や、そのサービスの供給拡大を図るため、担当行政部門間の円滑な調整や、行政の不整合の解消を促進するとともに、既に行われた規制緩和措置について、地方公共団体に対し一層の周知徹底等を図る。	必要に応じて逐次実施			(厚生労働省) 平成19年3月30日に『「社会福祉法人の認可について」の一部改正について』（雇児発第0330004号社援発第0330001号老発第0330001号）等を発出し、社会福祉法人の会計間の資金使途規制の緩和を行うなどの改正を行うとともに、地方公共団体への周知を行った。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
社会福祉法人の在り方の見直し (厚生労働省)	社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、例えば、社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れについて早急に検討する。 【平成17年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知雇児発第0128001号・社援発第0128001号・老発第0128001号等】	措置済（1月通知）				
社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 (厚生労働省)	消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。	必要に応じて逐次実施			(厚生労働省) 平成19年3月30日に『「社会福祉法人の認可について」の一部改正について』(雇児発第0330004号社援発第0330001号老発第0330001号)を发出し、社会福祉法人の業務及び財務に関する情報だけでなく、法人の理事及び評議員の氏名、役職等の情報についても、会報への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが望ましい旨を通知した。	
社会福祉協議会の役割の見直し (厚生労働省)	平成12年に改正された社会福祉法は、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。 なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。	必要に応じて逐次実施			(厚生労働省) 平成19年1月15日に行われた全国厚生労働関係部局長会議及び平成19年3月5日に行われた社会・援護局主管課長会議において、都道府県・市に対して周知を行った。	

オ 年金

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
公的年金の相互協定の対象国の拡大（厚生労働省、外務省）	公的年金の保険料の二重払いを回避すること及び当該国及び我が国の公的年金加入期間の通算により受給権を確立させ、掛け捨てを防止することを目的とする社会保障協定について、各国との締結交渉を進める。	逐次実施			<p>（厚生労働省、外務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベルギーとの間の協定については、平成19年1月1日に発効し、この協定の実施に必要な厚生年金保険法等の特例等を定めた法律が同日施行されている（平成17年法律第65号）。 ・フランスとの間の協定については、平成19年6月1日に発効し、この協定の実施に必要な厚生年金保険法等の特例等を定めた法律が同日施行されている（平成17年法律第64号）。 ・カナダとの間の協定については、平成18年2月15日に東京において署名、その後第164回国会において承認され、この協定の実施に必要な厚生年金保険法等の特例等を定めた法律が平成18年6月14日に公布された（平成18年法律第72号）。現在、平成19年度中の発効に向けて両国間で調整中である。 ・オーストラリアとの間では、平成17年6月の交渉開始から3回の交渉を経て、平成19年2月27日にキャンベラにおいて協定の署名が行われ、その後第166回国会において承認された。できるだけ早期の協定発効を目指し、引き続き日豪両国で必要な手続・作業を進める。 ・オランダの間では、第4回交渉を平成19年4月に行い、協定の内容について大筋合意に至ったところ。 ・チェコの間では、協定締結に向けて、平成19年6月に第1回交渉を行ったところ。 ・スペインの間では、協定締結に向けて、平成19年5月に第2回の当局間の協議を行ったところ。 ・イタリアの間では、協定締結に向けて、平成19年3月に第1回の当局間の協議を行ったところ。 	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン及びスイスとの間では、協定締結を視野に入れ、当局間の情報意見交換会を開催することについて合意している。 ・協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案」を第166回通常国会に提出し、可決・成立後、平成19年6月27日に公布されたところである。平成20年3月31日までの間において政令で定める日より施行。 	
国民年金の徴収事務等の見直し (厚生労働省)	現在未納者に対して行われている催告状の送付、電話等による納付奨励を引き続き実施するとともに、徴収の効率性、公平性等に留意しつつ、必ずしも高所得者層に限定せず、職権による強制徴収を的確に実施する。 【平成16年社会保険庁運営部年金保険課長通知庁保発第0910001号】	一部措置 済	措置済			
確定給付企業年金の選択一時金の支給上限額に係る制限の緩和 (厚生労働省)	選択一時金の支給上限である保証期間に係る現価相当額に関し、現価相当額の計算の際に用いる割引率の見直しを行う。 【平成17年厚生労働省令第97号】		措置済(10 月施行)			
確定拠出年金規約の変更に係る規制緩和 (厚生労働省)	確定拠出年金規約において、運営管理機関等そのものの変更を伴わず、単に名称の変更がなされる場合、住所の変更と同様に、特に軽微な変更該当するものとして、労働組合等の同意を不要とする。		措置		(厚生労働省) 確定拠出年金法施行規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第51号)にて、運営管理機関等の名称変更のうち、単純な名称変更については労働組合等の同意を不要とするよう措置した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
確定拠出年金における投資信託償還時の取扱いの明記（厚生労働省）	運用の方法として投資信託が提示されている場合で、当該投資信託が投資信託及び投資法人に関する法律に基づき償還される場合、運用の方法の除外には該当しないこと、または、当該投資信託に運用の指図を行っている加入者等の同意取得は不要であることを省令等に明記することについて検討し、所要の措置を講じる。		措置		（厚生労働省） 確定拠出年金法施行規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第51号）にて、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき投資信託が繰上償還される場合には、当該運用方法を選択している加入者等の同意は不要とするよう措置した。	
確定給付企業年金から確定拠出年金へ資産移換する際の移換相当額等の算定基準日に係る要件の緩和（厚生労働省）	確定給付企業年金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合の一括拠出額及び移換相当額の計算基準日について、厚生年金基金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合の計算基準日と同様の取扱いとする。 【平成18年厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知】		措置済（3月通知）			
中小企業退職金共済制度から確定拠出年金への移行の容認（厚生労働省）	中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への移行を認めることについて、中小企業の実態等をみつつ、勤労者の福祉の向上等の観点から検討する。なお、中小企業等に関する調査を平成17年度中に実施し、調査結果が取りまとめ次第速やかに公表する。			遅くとも平成18年度中に検討開始	（厚生労働省） 中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への移行の容認及び確定給付企業年金制度への移行の弾力適用については、平成18年度から検討を開始し、今般「中小企業における退職金制度の見直し状況と今後のあり方に関する調査研究報告書（別添）」を取りまとめたところである。 当該報告書において、これらを認めることについては種々の問題があり、事業主側のニーズも極めて少ないことから「慎重に検討されるべき」とされており、これを受けて、厚生労働省としては、当該移行を認めることは現時点では適切ではないと判断した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への移行の弾力適用（厚生労働省）	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への移行を認めることについて、中小企業の実態等をみつつ、勤労者の福祉の向上等の観点から検討する。なお、中小企業等に関する調査を平成17年度中に実施し、調査結果が取りまとめ次第速やかに公表する。			遅くとも平成18年度中に検討開始	（厚生労働省） 中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への移行の内容及び確定給付企業年金制度への移行の弾力適用については、平成18年度から検討を開始し、今般「中小企業における退職金制度の見直し状況と今後のあり方に関する調査研究報告書（別添）」を取りまとめたところである。 当該報告書において、これらを認めることについては種々の問題があり、事業主側のニーズも極めて少ないことから「慎重に検討されるべき」とされており、これを受けて、厚生労働省としては、当該移行を認めることは現時点では適切ではないと判断した。	

カ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限に関するガイドラインの策定（総務省）	ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限の在り方について先進的な取組み事例も参考にしつつ、検討を開始し、検討結果を踏まえて閲覧制限に関するガイドラインを策定する。 【平成16年総務省令第89号、平成16年総務省・法務省令第1号、平成16年総務省自治行政局長通知】	措置済（7月施行）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
過疎地で行う有償洗濯の可能化 （厚生労働省）	クリーニング所の存在しない過疎地において非営利目的の事業主体が運営するボランティアによる特定利用者に対する有償洗濯行為について、当該事業はクリーニング業法にいう「営業」に該当しない旨の通知を徳島県に発出する。また、各都道府県に対して、徳島県に対する通知の内容を周知するとともに、「営業」に関する判断基準を示した通知を発出する。 【平成17年厚生労働省健康局生活衛生課長通知健発第0209001号、第0209002号】	措置済（2月通知）				
各都道府県生活衛生営業指導センターが実施する国庫補助対象事業に係る国の実施要領の改正 （厚生労働省）	分野調整事業協議会の委員の委嘱及び協議会運営要領の改定の際に都道府県知事と協議することとしている点について、各都道府県生活衛生営業指導センターがそれらの協議の必要性を自主的に判断し、必要に応じて行うことができるよう、所要の措置を講じる。		措置		（厚生労働省） 平成18年3月27日付け健発第0327017号厚生労働省健康局長通知により、昭和61年7月9日衛指第110号厚生省生活衛生局長通知を改正し、各都道府県生活衛生営業指導センターが分野調整事業協議会の委員の委嘱及び協議会運営要領の改定の際に都道府県知事と協議することと規定している点について、それらの協議の必要性を自主的に判断し、必要に応じて行うことができるよう措置を講じた。	
生活保護被保護世帯に係る公営住宅以外の家賃の代理納付 （厚生労働省）	生活保護被保護世帯について、民間住宅の家賃の代理納付を認める仕組みを検討する。		検討・結論		（厚生労働省） 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）により、生活保護法に規定する住宅扶助について、保護の実施機関による代理納付を可能とした。 【平成18年4月1日施行】	